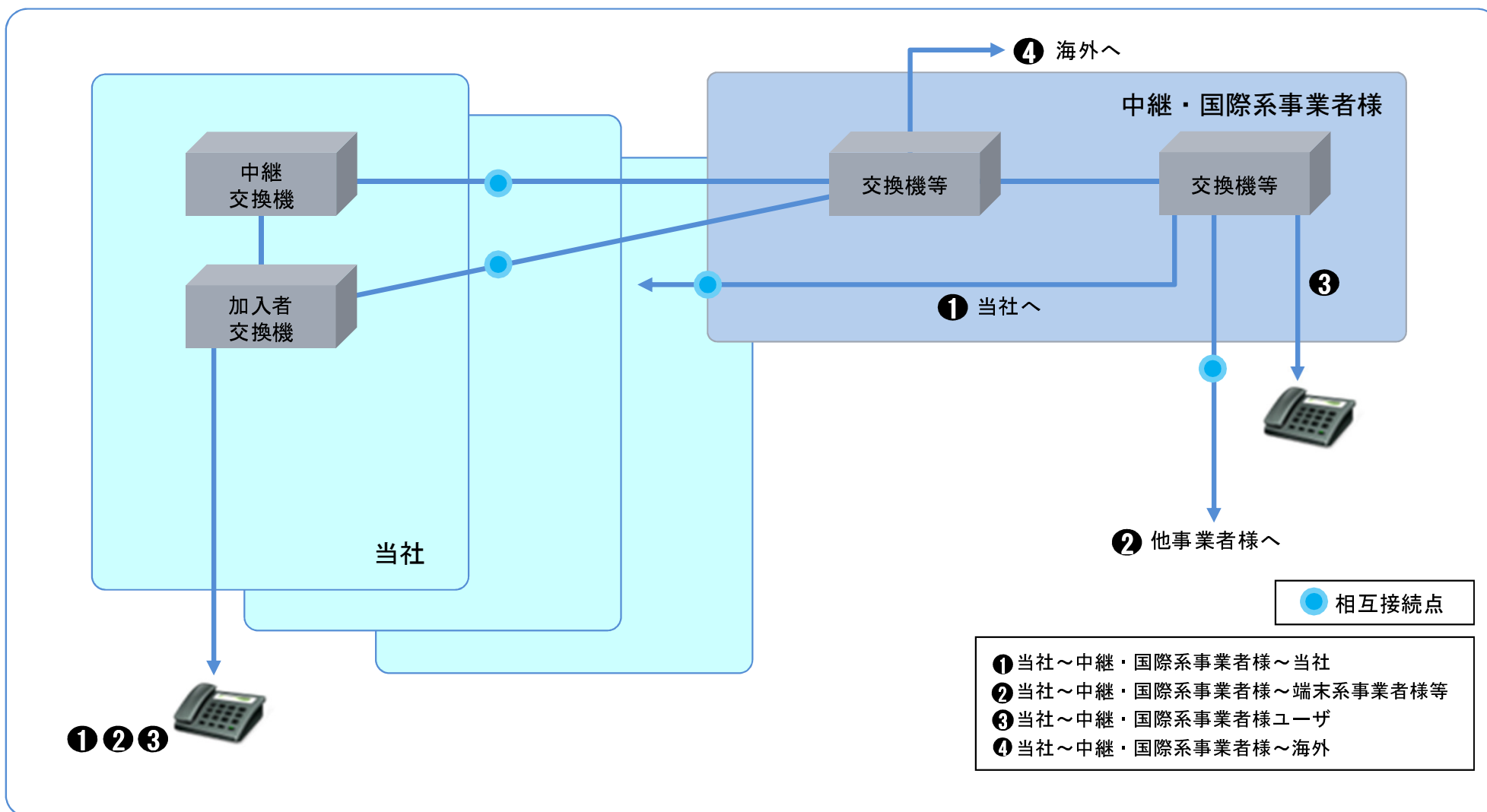


第1章

電話系相互接続

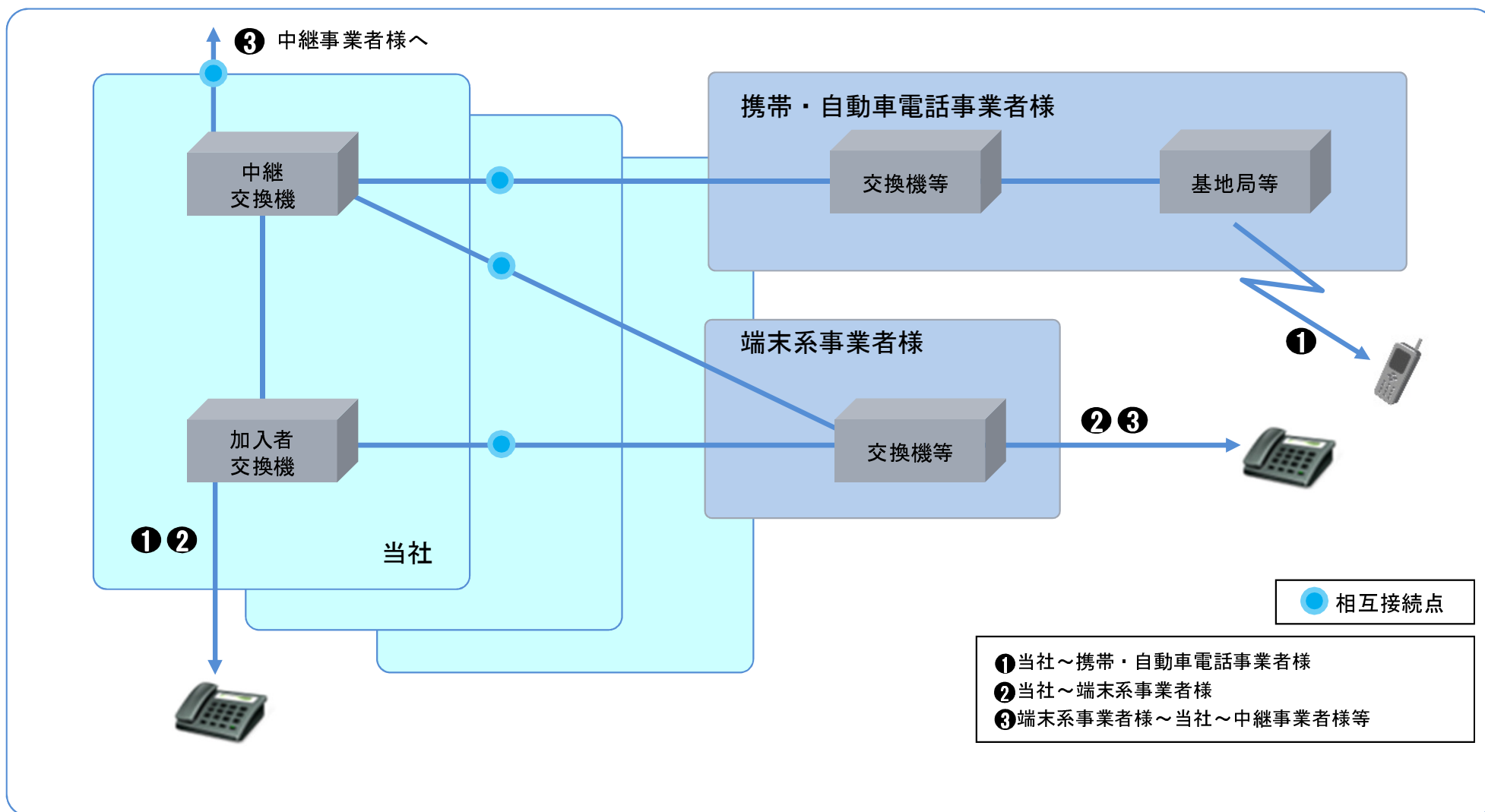
I-1 相互接続の主な形態—中継・国際系事業者様との接続例

中継・国際系事業者様との代表的な接続形態を示します。



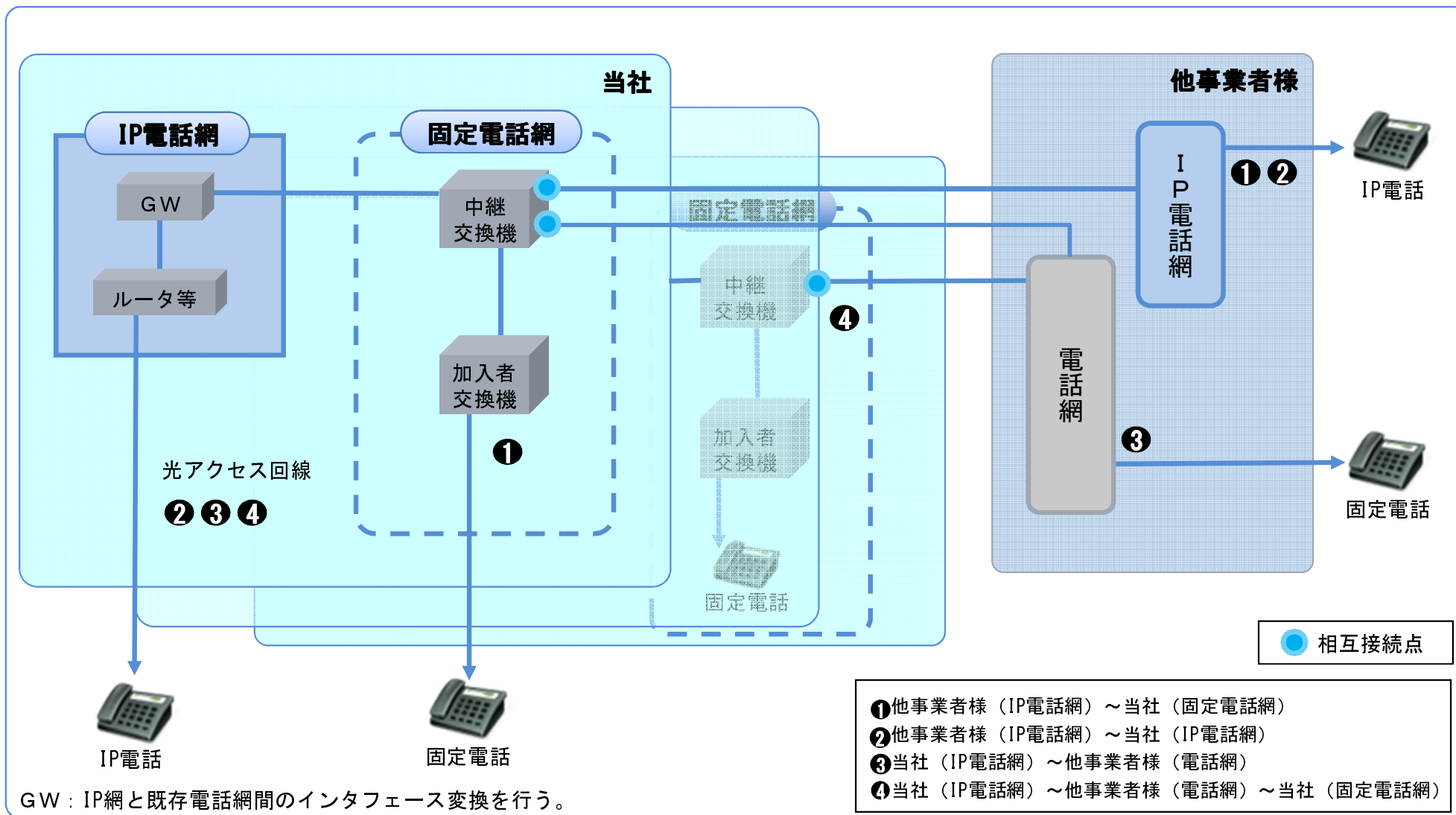
I-2 相互接続の主な形態—携帯・自動車電話/端末系事業者様との接続例

携帯・自動車電話/端末系事業者様との代表的な接続形態を示します。



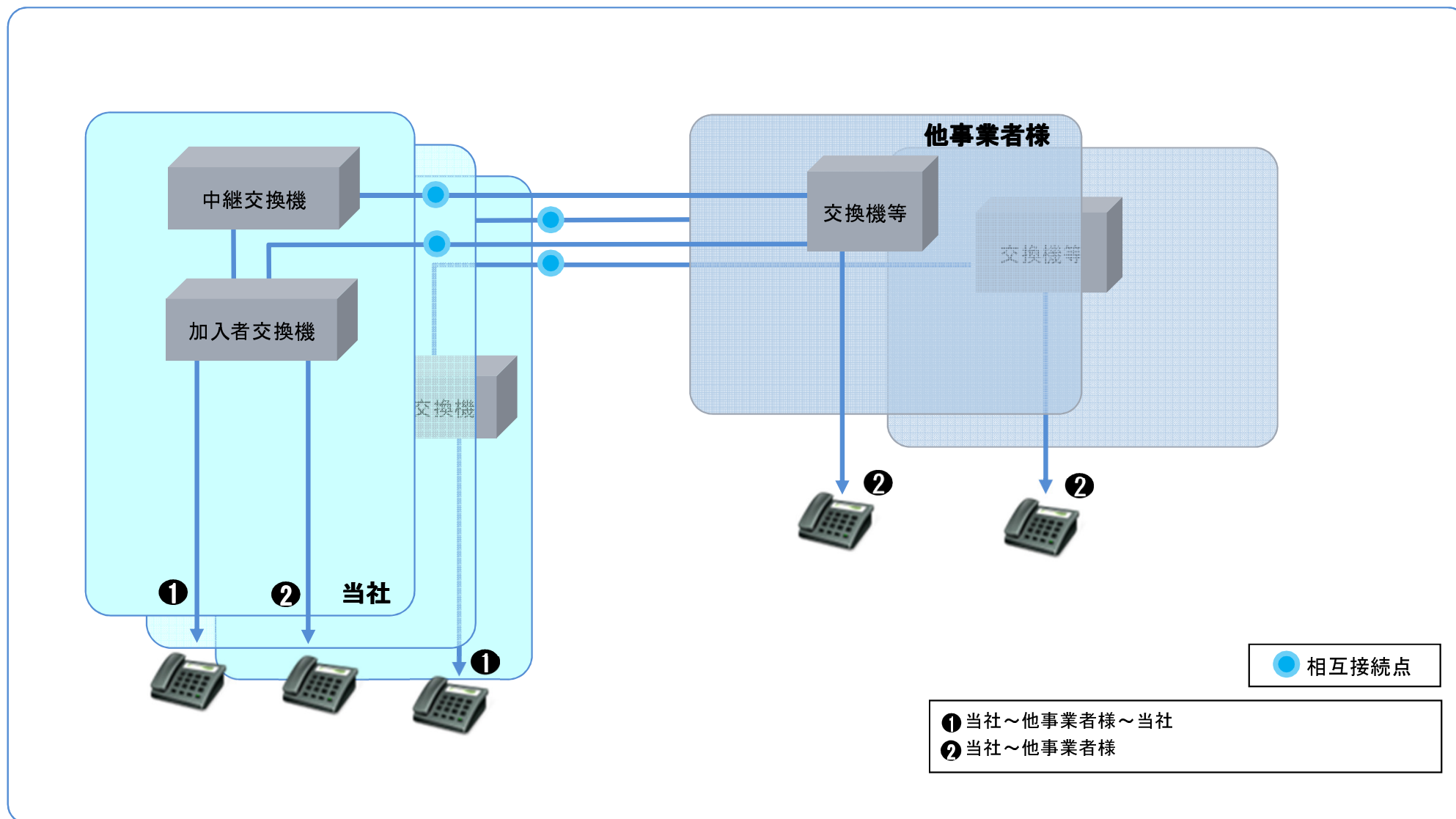
I - 3 相互接続の主な形態 - IP電話事業者様との接続例

IP電話事業者様及び当社のIP電話との代表的な接続形態を示します。



I - 4 相互接続の主な形態 - 標準的な接続箇所の複数利用の接続例

標準的な接続箇所を複数ご利用いただくことにより、多様なサービスの展開が可能となっています。



I-5 電話系相互接続でご利用いただける主な機能

下記の主な機能等につきましては、他事業者様からのご要望に基づきご提供をいたします。

| 主な機能 | 機能概要 |
|-------------------|--|
| 加入者交換機接続用伝送装置利用機能 | 他事業者様の設置する接続用伝送路設備と当社の加入者交換機との間に設置する伝送装置により、伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能 |
| 網同期クロック供給機能 | 電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能 |
| 加入者交換機機能メニュー利用機能 | 他事業者様のサービス制御局（SCP）から当社加入者交換機を利用し自由な付加サービスを提供することを可能とする機能 |
| 優先接続 | 電話の利用者が事業者識別番号をダイヤルすることなく選択登録された事業者を利用することができる機能 ※詳細は本章「II-1 優先接続の提供」をご覧ください。 |
| 番号ポータビリティ | 利用者がこれまで利用していた番号を変更せずにその利用契約する事業者を変更することができる機能 ※詳細は本章「III-1 番号ポータビリティの提供」をご覧ください。 |

I - 6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ①

様式 8

記入要領

東日本電信電話株式会社
相互接続推進部長
○○○殿

○○○第 号
平成 年 月 日

○○○株式会社
○○○印

事前調査申込書

次のとおり、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申込みます。

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 接続（変更）の概要 | |
| 協議事項に関する具体的内容 | |
| 接続（変更）希望時期 | ○年○月○日 |
| 連絡先 (担当者氏名、電話番号) | ○○株式会社 ○○部 ○○○担当 ○○ ○○ Tel Fax |

注) 本申込書において「公表約款」とは「指定電気通信設備との接続に関する契約約款」を言います

記入要領

指定電気通信設備との接続箇所を指定し記述してください。

協議事項に関する具体的内容 (1/2)

公表約款第5条第1項から接続箇所を特定してください。

| | |
|--|--|
| 1. 接続箇所 | |
| 接続約款記載の接続箇所 | 例1) 公表約款第5条第1項第3欄 (加入者交換機の伝送装置) 例2) 公表約款第5条第1項第1欄 (端末回線の線端) 及び第4欄 (中継交換機の伝送装置) 例3) 現状と同じ |
| 接続約款記載以外の接続箇所 | 例) 別紙1 約款適用以外の場合の技術的条件のとおり |
| 2. 電気通信設備の分界点 | |
| (1) 相互接続点設置希望場所 | 例1) NTT○○ビル内 例2) 弊社××ビル内 (○○市○○町○番○号) 例3) 弊社とNTT東日本との間に設置する弊社マンホール内 |
| 3. 接続対象地域 | |
| (1) 弊社接続対象地域 | 例1) 弊社が総務大臣の登録を受けた範囲 |
| (2) 相互接続点毎の接続対象地域 | 相互接続点○○○ 弊社網接続エリア 例1) 弊社の○○サービスエリア NTT東日本網接続エリア 例2) 弊社の東京営業エリア 例1) 関東エリア 例2) 全国 |
| 相互接続点毎の接続対象地域を、御社網及びNTT東日本網について記述してください。 | 相互接続点××× 弊社網接続エリア 例1) 弊社のサービスエリア NTT東日本網接続エリア 例2) 弊社の東京営業エリア 例1) 北海道 |
| 4. 接続の技術的条件 (物理的、電氣的、論理的条件) | |
| 新たな技術的条件の追加の有無 | <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 |
| 接続約款記載の技術的条件での接続の場合 | 公表約款第11章 技術的条件 技術的条件集 第2章形態別技術的条件第○節形態○-○のとおりとする。 ただし、第○条 (接続方式) は、第○項を適用する。 |
| 接続約款の技術的条件を特定してください。 | 信号網構成 <input checked="" type="radio"/> 対応網 <input type="radio"/> 準対応網 |
| それぞれ選択してください。 | 信号速度 <input checked="" type="radio"/> 4.8kb/s <input type="radio"/> 48kb/s |
| 接続約款の技術的条件と違う条件で接続を希望する場合はこちらに記述してください。 | 回線留保 優先発ユーザー留保回線制御機能 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 |
| | 両方向留保回線制御機能 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 |
| 接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合 | 別紙1 約款適用以外の場合の技術的条件のとおり |

I-6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ②

記入要領

協議事項に関する具体的内容 (2/2)

| | | |
|---|---|--|
| 5. 電気通信設備の建設に係る事項 | | 相互接続点ごとの設備量（回線数、トラヒック、最繁忙呼数、最繁忙日呼数）等を記述してください。 |
| (1) 相互接続点毎の交換設備/回線設備の設備量 | 例) 相互接続点: ○○○ S年度 S+1年度 S+2年度 | 2. 電気通信設備の分界点 (1) 相互接続点設備希望場所が、NTT東日本ビル内である場合のみ記述してください。 |
| (2) NTT東日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・ 設置設備の種類、数量、寸法 ・ 電力量 ・ その他の設置条件 等 | 例1) 使用する装置は現在と同じであるが、●●装置を2ユニット増設希望装置の寸法は、高○○×幅○○×奥○○(m) 例2) NTT東日本仕様の●●装置を1ユニット装置希望 | |
| 6. 接続形態 | | |
| 接続約款記載の接続形態の場合 | 公表約款 | 第7章 接続形態 別表2の2 第○号～第○号・・・第○号～第○号とする。 |
| 接続約款記載の接続形態を特定し記述してください。 | 任意約款 | 第6章 接続形態 別表2の2 第○号～第○号・・・第○号～第○号とする。 |
| 接続約款記載の接続形態以外の場合 | 別表2 接続形態のとおり 接続約款記載の接続形態以外の接続形態を希望する場合はこちらに記述してください。 | |
| 7. 網改造料の対象となる機能 | | |
| 網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能 | 接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能 第○号、第○号及び第○号とする。 | |
| 網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要 | 例) 御社の電気通信設備を経由して、弊社と○○事業者の電気通信設備を接続する機能 | |
| 8. 業務遂行上の協力事項 | | |
| (1) NTT東日本に協力を依頼する事項 (接続約款適用の場合は、規定事項以外) | 接続約款に記載が無い機能の利用を希望する場合にその機能の概要を記述してください。 | |
| 9. 事業者識別番号及びその種別 | | |
| 事業者識別番号 | () | () () |
| 国内基本かつ国内付加サービス共用 | | |
| 国内付加かつ国際付加サービス共用 | | |
| 国内基本かつ国際基本サービス共用 | | |
| 国際基本サービス専用 | | |
| 事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄の○印を記入。 | | |
| 10. 優先接続機能 | | |
| 優先接続機能の利用 | 有 | 無 |
| 通話区分 | 市内通話 | 県内市外通話 県間市外通話 国際通話 |
| 優先接続番号 | | |
| 提供区域 | | |
| 11. その他 | | |
| 例1) 網同期クロックを御社から供給していただきたい。 例2) 本事前調査申込書の提出にあたっては、関連する○○株式会社の了解を得ています。 例3) 弊社契約者番号のNTT東日本電話帳への掲載を希望します。 | | |

記入要領

接続約款適用外の場合の技術的条件

別紙1

【注】
接続約款・技術的条件集に一部分でも適用外となる技術的条件がある場合は本様式を使用してください。

| 技術的条件の項目 | 技術的条件の具体的内容 |
|-------------------------------|---|
| (1) 接続箇所 それぞれ選択してください。 | ア. 端末回線端 イ. 端末回線を収容する伝送装置 エ. 中継交換機の伝送装置 カ. 番号用中継交換機の伝送装置 ク. その他 |
| (2) 機能利用端末種別 それぞれ選択してください。 | ・ 弊社網側 (例1) 加入電話及び1SDN端末 ・ NTT東日本側 ア. 加入電話 イ. 一般公衆電話 ウ. 1SDN端末 エ. 1SDN公衆電話 オ. その他 ・ 現在の機能利用端末に変更はない |
| (3) 伝送装置間インタフェース | 【例1】SDHインタフェースを用いた中継線接続で52Mb/sまたは156Mb/sのデジタルインタフェース |
| (4) 信号方式 | ア. TTC標準に準拠したNo.7信号方式 イ. 1インタフェース ウ. PHS用1公衆基地局-デジタル網間インタフェース エ. 現在の信号方式に変更はない オ. その他 |
| (5) 信号網構成 | ア. 対応網 イ. 準対応網 |
| (6) 信号速度 | ア. 4.8kb/s イ. 48kb/s ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他 |
| (7) 番号方式 それぞれ選択してください。 | ア. ○+ABCDE+FGHJ 【○: 市外プレフィックス ABCDE: 市外局番+市内局番 FGHJ: 加入者番号】 イ. ○○XY+○+ABCDE+FGHJ 【○○XY: 事業者識別番号 ○: 市外プレフィックス ABCDE: 市外局番+市内局番 FGHJ: 加入者番号】 ウ. ○○XY+X~X+ (β1~βn) 【○○XY: 事業者識別番号 X~X: 国際番号等】 エ. ○○XY+X~X 【○○XY: 事業者識別番号 X~X: サービスコード】 オ. ○AO+CD+EFHJ 【○AO: サービス識別番号 CD: 事業者識別番号 EFHJ: 加入者番号】 カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他 |
| (8) NTT東日本サービスとの接続 | 【例1】フリーダイヤル接続機能との接続を希望 【例2】警察接続機能及び消防接続機能との接続を希望 課金条件を記述してください。 |
| (9) 料金関係 ① 課金条件 | 【例1】ANM (課金表示は課金) に対して課金する 【例2】現在と同じ |

御社網で機能を利用する端末種別について記述してください。

使用する伝送装置間インタフェースを記述してください。

接続を希望するNTT東日本側の接続機能名を記述してください。

課金条件を記述してください。

I-6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ③

記入要領

| 技術的条件の項目 | 技術的条件の具体的内容 |
|---|--|
| ②課金の開始契機/ 終了契機 | 課金開始契機 ア : ANM(課金表示は課金)を受信したとき イ: 現在の課金開始契機に変更はない ウ: その他 [] |
| それぞれ選択 してください。 | 課金終了契機 ア : RELを受信したとき イ: 現在の課金終了契機に変更はない ウ: その他 [] |
| ③非課金の対象呼 請求書の表示方法及び 精算方法について記述 してください。 | ア 不完了呼 イ: 試験呼 ウ: 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ: 現在の対象呼に変更はない オ: その他 [] |
| (10) 事業者間精算 請求書の表示方法及び 精算方法 | [例] 請求書の表示方法: 当該網使用料を含む請求額合計 精算方法: 月単位に御社の請求書に基づき指定日までに指定口座に振込む |
| (11) 試験方法 | ア 手動接続試験: IGS及びNOC_GSIに自動応答トランク機能を付与し双方から 手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する イ: 回線開通出合試験: 回線開通時において発側交換機側と着信交換機側との間で、 回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ: 手動信号ルート試験: 信号リンクの正常性を確認する エ: 回線照合試験: 回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する オ 現在の試験方式に変更はない カ: その他 [] |
| それぞれ選択 してください。 | ア 接続約款第56条(相互接続通信の制限)に準拠する イ: 現在の制御方法に変更はない ウ: その他 [] |
| (12) 輻輳制御方法 | |
| 重要通信の確保についてその 方法を記述してください。 | [例1] 重要通信を確保するため優先発ユーザー留保回線制御を実施する。 |
| (13) 重要通信の確保 | |
| (14) その他 | [例1] 技術的条件集第18条第1項(2)ウの「3.8発番号b) 番号種別表示」に 「1111110」を追加して使用する。 |
| その他、技術的条件上の協議に関 わると考えられる事項について記 述してください。 | |

記入要領

別紙 1

接続形態

| | 第1表 | | |
|---|--------|--------|--------|
| | 発信事業者 | 経由事業者 | 着信事業者 |
| 1 | 弊社 | | NTT東日本 |
| 2 | NTT東日本 | | 弊社 |
| 3 | 弊社 | NTT東日本 | 端末系事業者 |
| 4 | | | |

| | 第2表 | 第3表 | 第4表 |
|---|------------|------------|-----------|
| | 利用者料金設定事業者 | 利用者料金請求事業者 | 網使用料支払事業者 |
| 1 | 弊社 | 弊社 | 弊社 |
| 2 | NTT東日本 | NTT東日本 | - |
| 3 | 弊社 | 弊社 | 弊社 |
| 4 | | | |

I - 6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ④

様式3

記入要領

東日本電信電話株式会社
相互接続推進部長
○○○ 殿

○○○ 第 号
平成 年 月 日

○○○ 株式会社
○○○ 印

相互接続点調査及び設置申込書

貴社接続約款第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査依頼内容

| 対象ビル | 調査内容 | 相互接続開始希望時期 | 記事 |
|------|-------|------------|----|
| ○○ビル | 別紙による | ○年○月○日 | |

2. 調査費用

調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5（一括申込み）第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

以上

記入要領

| | | | |
|-----------|------------------------------------|--|-------------------|
| 地区名（ビル名） | ○○ビル | 調査の対象とするNTT東日本ビル名を記入してください。 | |
| 業務開始予定時期 | 専用サービス | 平成 年 月 日 | |
| | 電話サービス | 平成○○年○○月○○日 | |
| 伝送区間 | NTT東日本 | ○○ビル（伝送端局名） | |
| | NCC | △△ビル（伝送端局名） | |
| 伝送方式 | 例1) F60M 方式 例2) SDH156Mb/s | | |
| 伝送システム数 | S時 | 例) 1+1 SYS（現用+予備） | |
| | 終局 | | |
| 接続次群 | 例) STM0/STM1 | | |
| アンテナ種別、数量 | NTT東日本ビル内に設置を希望する装置ごとの寸法を記入してください。 | | |
| 伝送設備 | 設備概要 | 外形の寸法 | 高○○×幅○○×奥○○（m） |
| | | 総重量 | Kg/m ² |
| | 発熱量 | 例1) 約○○○kcal/h 例2) 約○○○W | |
| | 所要容量 | 例) -48V±4.8V | |
| | 電圧規格 | 例) DC±5V以内 | |
| 電磁誘導 | VCCI適合 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 空気設備概要 | 温度条件 | 例) 25℃±15℃ | |
| | 湿度条件 | 例) 65±20% | |
| 電力設備概要 | 電源種別 | 例) DC-48V | |
| | 供給条件 | 例) 無停電 | |
| | 接地種別 | 例1) 通信用アース（+接地） 例2) 第3種保安器アース | |
| 線路・土木設備 | ルート数 | 例) 1ルート | |
| | 管路条数 | 例) 1条 | |
| | ケーブル条数 | 例) 1条 | |
| | 心線数 | 例) 20心 | |
| 心線種別 | 例) SM | | |
| その他 | ケーブルの種別を記入してください。 | | |

専用サービスの場合記入してください。

電話サービスの場合記入してください。

NTT東日本ビル内に設置を希望する装置ごとの寸法を記入してください。

単位面積当たりの重量を記入してください。

VCCIの基準に適合している装置かどうかを記入してください。

各装置ごとの電圧規格を記入してください。

電力の供給を受ける場合の条件があれば記入してください。

NTT東日本ビルへのケーブル引込みルート数を記入してください。

NTT東日本ビルへのケーブル引き込みのための管路条数を記入してください。

NTT東日本ビルへ引き込むケーブルの心線数を記入してください。

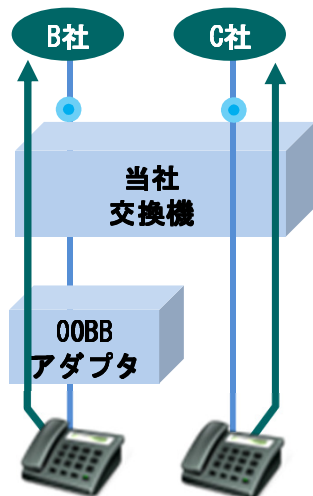
Ⅱ-1 優先接続の提供

優先接続とは、お客様があらかじめ選択した電気通信事業者を当社の加入者交換機に事前に登録することにより、お客様が事業者識別番号をダイヤルすることなく、選択された電気通信事業者を利用可能とするものであり、具体的には、平成13年5月よりサービス開始している電話会社選択サービス「マイライン」及び電話会社固定サービス「マイラインプラス」を実現する機能です。また、平成14年5月には事業者名通知機能を追加しました。

マイラインとマイラインプラスの2種類

「マイライン」では、アダプタがあると登録事業者より優先的に接続

マイライン



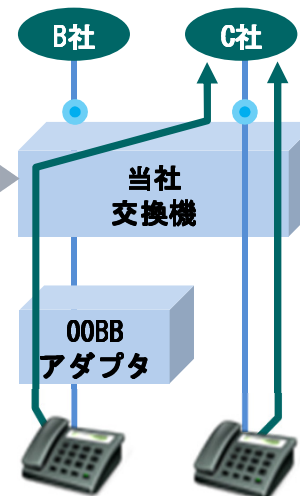
お客様が通話区分毎に登録した事業者

登録事業者

| | |
|------|------|
| 国際 | 00CC |
| 県間 | 00CC |
| 県内市外 | 00AA |
| 市内 | 00AA |

「マイラインプラス」では、アダプタがあっても登録事業者へ優先的に接続

マイラインプラス



● 相互接続点

Ⅱ－２ 優先接続サービスの提供にあたって

優先接続関係事業者間協議会のご参加について

- 優先接続の円滑な導入と公正競争確保に資するため、優先接続に係る周知活動の実施、利用者からのトラブルの申し出に対する自主的な対応、公正競争等に関する事業者からの問題喚起に係る協議等を行うために、優先接続関係事業者間協議会（以下、協議会という）を設置しております。
- 協議会へご参加をいただく場合には、別添で示した協議会委員、専門員、WG、SWGのメンバーを「FAXシート」にご記入いただき、当社へ送付いただくようお願いいたします。

マイライン受付センターへの登録に関する情報提示について

- 優先接続に関するお客様からの申込書については、マイライン受付センターにて受け付けいたしておりますが、同センターにおいて優先接続サービスへの登録を要望される他事業者様を優先接続サービスの利用事業者として登録するために、「マイラインセンター事業者登録依頼書」を優先接続サービス開始の2ヶ月前までにご提示いただくようお願いいたします。
- また、市外局番情報の優先接続サービスの開始時期について、「市外局番情報」により、優先接続サービス開始の2ヶ月前までにご提示いただくようお願いいたします。
- なお、記入方法については、別途優先接続関係事業者間協議会の受付WG事務局から詳細な説明をさせていただきます。

留意事項

- 優先接続サービスの提供については、優先接続導入準備委員会及び優先接続関係事業者間協議会の決定事項を遵守していただきます。
- サービス開始を行うまでには、関連する端末系事業者様の了解を得るようにしてください。なお、サービス開始までに間に合わない場合には、当社からサービス開始の延期をお願いさせていただく場合があります。

● 優先接続を実施する場合の主な費用について

- ・ 00XY番号を登録するために、トランスレータの展開工事に係る費用が必要となります。なお、優先接続に特化した費用負担はありません。（ただし、受付システムと接続するための環境構築については他事業者様のご負担となります。）
- ・ 【網使用料】1通信毎に優先接続機能（接続約款2-2（3）参照）の費用が必要となります。（通常のAG（アクセスチャージ）と合わせて請求させていただきます。）
- ・ 【手続費】通話区分毎に、優先接続の区分及び優先接続番号を変更する場合には、優先接続受付手続費（接続約款料金表第2表第2（手続費）2-1（14）参照）が必要となります。（マイラインセンターから請求させていただきます。お客様には、別途当社からマイライン登録料を請求させていただきます。）

(参考) 優先接続関係事業者間協議会の参加に関する書式 ①

別添

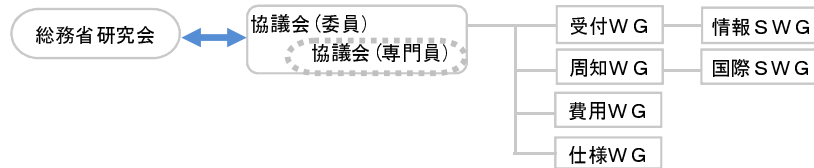
優先接続関係事業者間協議会
事務局

優先接続関係事業者間協議会の参加について

1. 事業者間協議会の運営体制

(1) 協議会の構成

- 基本的な構成は下記のとおりであり、研究会にて決定した枠組みの元に、各WGにて検討を進めております。
- 協議会での課題が、制度全体のルールに係る問題であり、関係事業者間において解決が図られない場合には、研究会に問題提起を行います。



| | | 協議内容 | メンバ | 事務局 | 開催周期 |
|-------|-----|---|---|-----------|-------|
| 協議会 | 委員 | ・検討結果の確認 ・研究会への問題提起 | 優先接続を利用できる事業者 (事業者識別番号を取得している事業者) かつ協議会参加希望事業者 | 電気通信事業者協会 | 必要の都度 |
| | 専門員 | ・各WGでの発見報告・確認(ただし、WG内で結論を出し難い案件については議論) ・研究会への問題提起 | | | 必要の都度 |
| 受付WG | | ・受付処理フローの作成 ・受付センターの構築 ・利用者からの問い合わせ・苦情対応 等 | 優先接続参加事業者(※) かつWG参加希望事業者 | NTT地域(西) | 必要の都度 |
| 情報SWG | | ・受付センターと事業者間のデータ授受に関わる運用方法の検討 | (※) NTT地域へ優先接続に関する接続申込み済みの事業者 | NTT地域(東) | |
| 周知WG | | ・お客様共通周知の実施 ・周知スケジュールの作成と維持 ・営業に関する問題解決 等 | | NTT地域(西) | |
| 国際SWG | | ・国際新ダイヤル手順の周知及び優先接続制度の在り方に関する検討等 | | KDDI | |
| 費用WG | | ・費用負担方法の整理 等 | | NTT地域(東) | |
| 仕様WG | | ・今後新たに発生する仕様にかかわる課題解決 等 | | NTT地域(東) | |

但し、WG、SWGは必要により、協議会(専門員)又は各WGの判断のもと追加、廃止を行う。

(2) 協議会へのオブザーバ

事業者識別番号を取得しているものの委員としての出席を希望しない事業者、携帯・PHS・CATVの代表会社、総務省殿

2. 新規事業者様の優先接続関係事業者間協議会への参加について

新規に優先接続サービスを開催される事業者様については、NTT地域会社へ優先接続に関する接続申込みを行った後、委員、専門委員、各WG、SWGのメンバーを別紙FAXシートに記入の上、優先接続関係事業者間協議会事務局まで送付願います。

なお、ご報告頂くメンバーは以下の通りであります。

- 協議会メンバー：委員、専門委員
- WGメンバー：受付WG、周知WG、費用WG、仕様WG
- SWGメンバー：情報SWG、国際SWG

FAXシート

平成 年 月 日
締切： 月 日 ()

宛先：優先接続関係事業者間協議会事務局
社団法人電気通信事業者協会

FAX：03-3502-0992

発信元

貴社名： _____
ご担当： _____
電話： _____

参加希望WG、SWG： _____

貴社名： _____

部署名： _____

氏名： _____

TEL： _____

FAX： _____

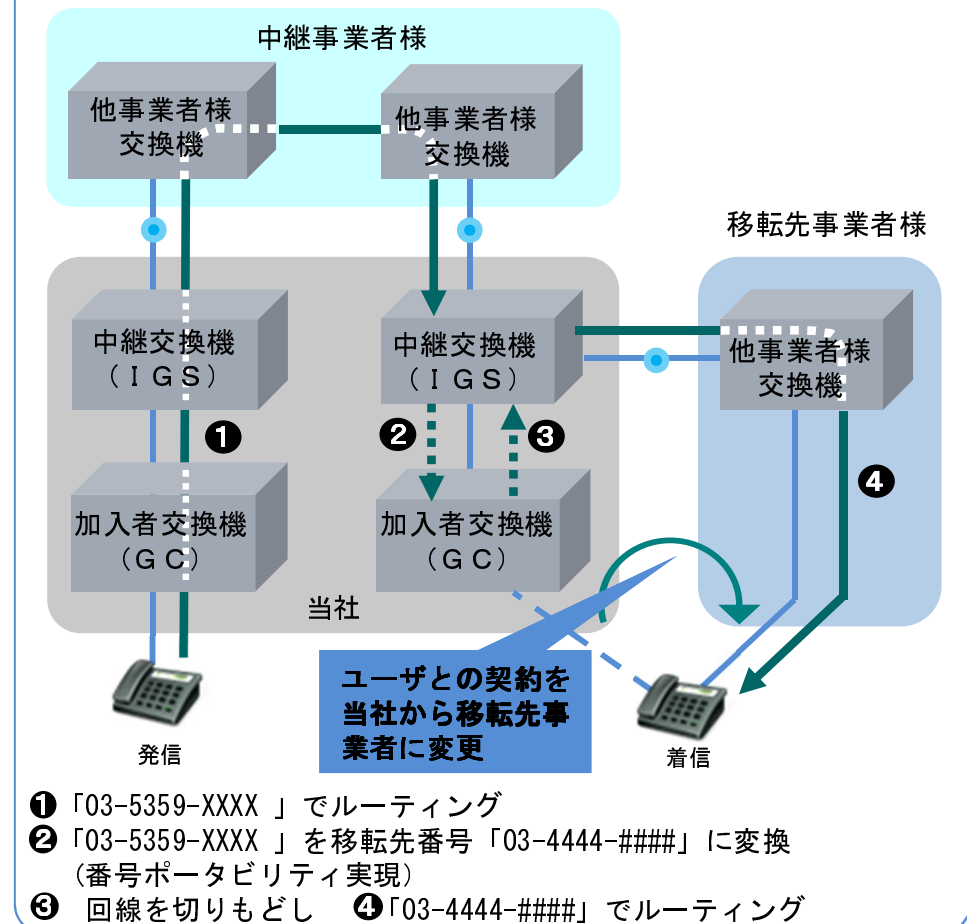
E-mail： _____

Ⅲ-1 番号ポータビリティの提供 ①

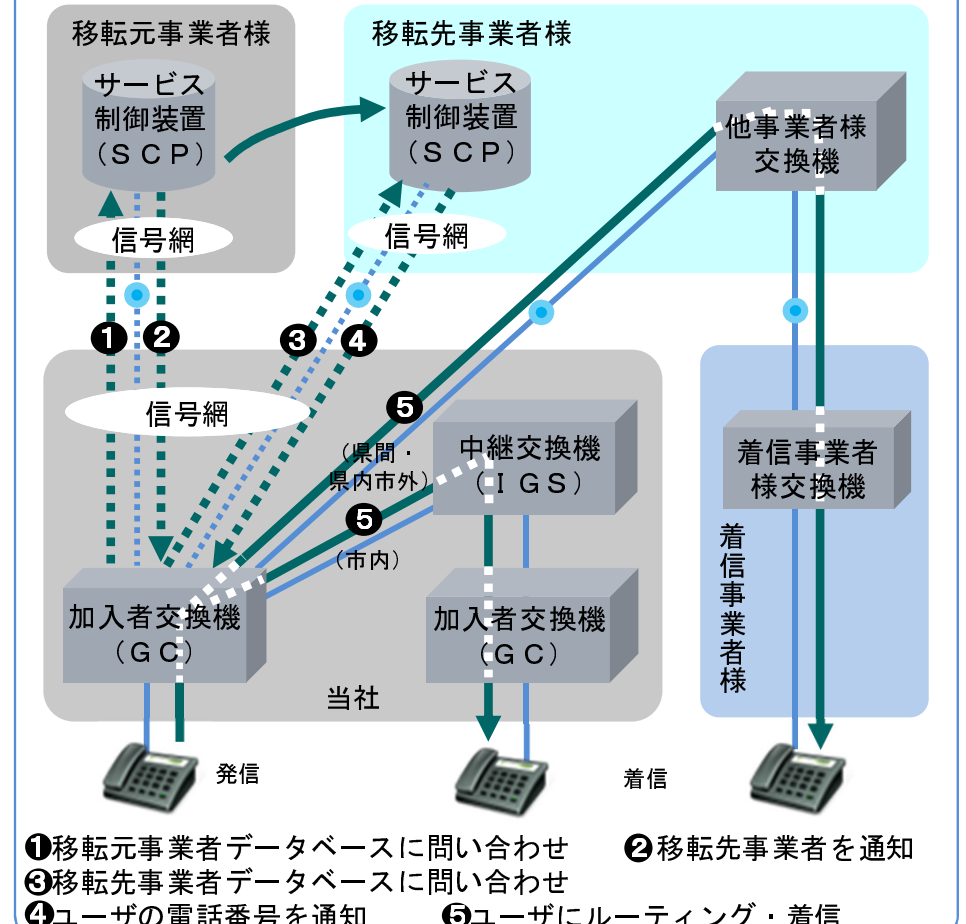
番号ポータビリティとは、利用者がこれまで自らの番号として用いていた電話番号等を変更せずに、その利用契約する電気通信事業者を変更できるようにするものです。

一般加入電話・ISDNの電話番号を対象とした「一般番号ポータビリティ」、着信課金サービス用番号（0120または0800で始まる番号）を対象とした「着信課金ポータビリティ」があり、平成13年3月より開始しています。

一般番号ポータビリティ



着信課金番号ポータビリティ

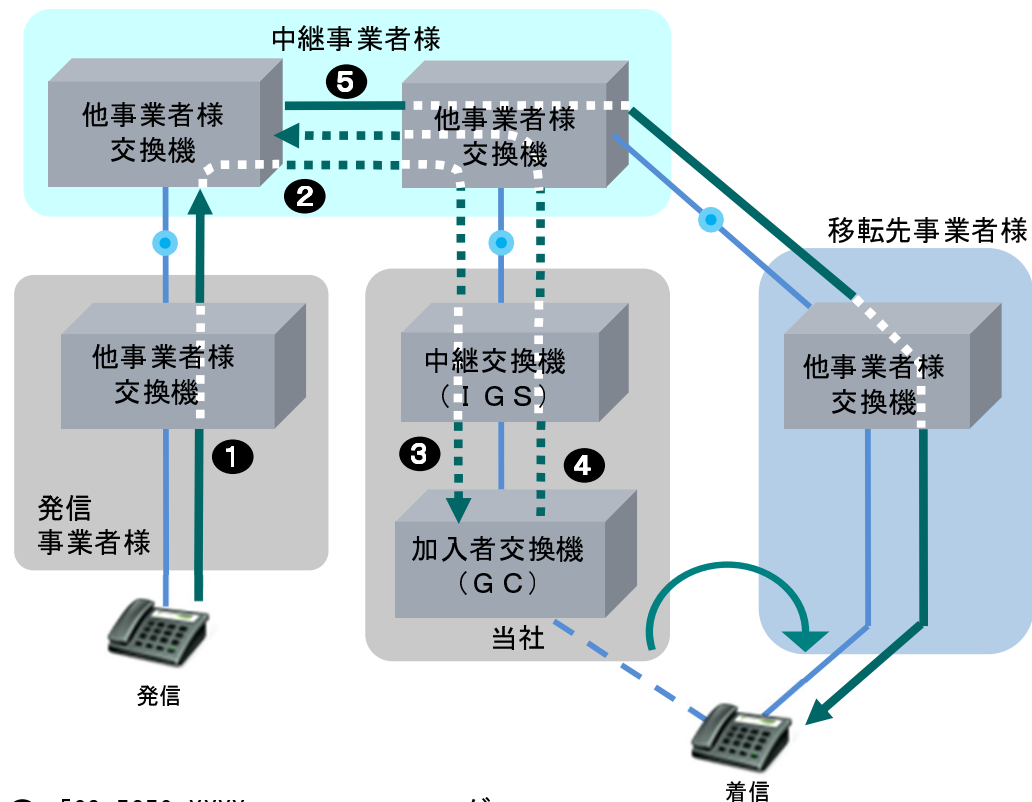


Ⅲ-1 番号ポータビリティの提供 ②

リダイレクション方式とは、発信事業者等がリルーティングを実行する網（リダイレクション実行網）となり、移転元事業者へ通知することで、移転元事業者は移転先を示す情報を抽出し、リダイレクション実行網まで回線を遡って開放し、リダイレクション実行網から移転先事業者へ回線設定を実行する方式です。

一般番号ポータビリティのリダイレクション方式は、平成19年2月より提供を開始しています。

一般番号ポータビリティ（リダイレクション方式）

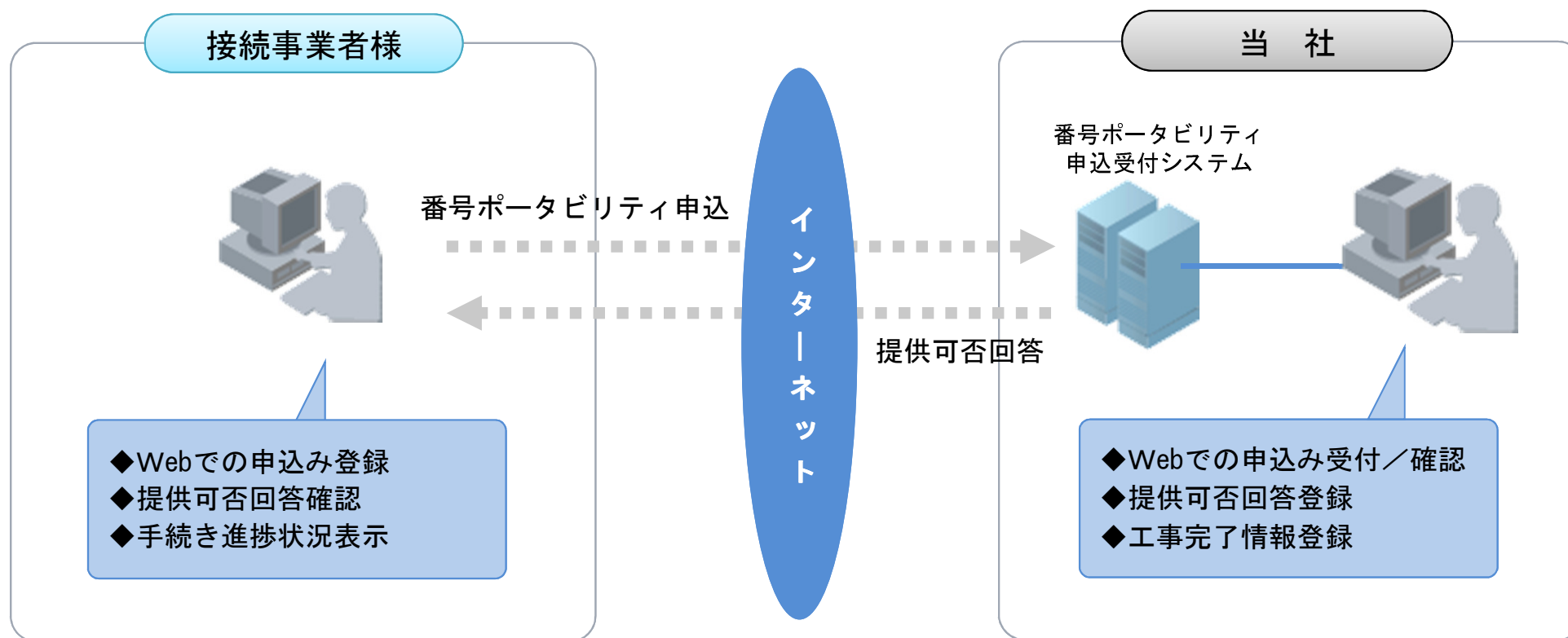


- ① 「03-5359-XXXX」でルーティング
- ② リダイレクション実行網であることを移転元事業者へ通知
- ③ 「03-5359-XXXX」を移転先番号「03-4444-####」に変換
- ④ 回線を切りもどし
- ⑤ 「03-4444-####」でルーティング

Ⅲ-2 番号ポータビリティ申込受付について

事業者様からの番号ポータビリティ申込みのうち、以下のパターンについてオンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

- ①NTT東日本から他事業者様へ番号ポータビリティする場合の申込み
- ②番号ポータビリティした番号が事業者様で廃止となる場合の申込み
- ③番号ポータビリティ提供不可電話番号の休止・契約解除のユーザ代行申込み



Ⅲ－３ 番号ポータビリティ利用に関する申込書記入例 ①

様式 8

東日本電信電話株式会社
相互接続推進部長
〇〇 〇〇 殿

〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 印

事前調査申込書

次の通り、貴社の網との接続を行いたいので、事前調査を申し込みます。

| | |
|---------------------|--|
| 接続（変更）の概要 | 一般加入電話・ISDN番号ポータビリティの実現 |
| 協議事項に関する具体的内容 | 別紙のとおり |
| 接続（変更）希望時期 | 平成〇〇年〇月 |
| 連絡先 (担当者氏名、電話番号) | 〇〇〇株式会社 〇〇〇部 〇〇〇担当 〇〇 〇〇 TEL: FAX: E-MAIL: |

別紙

協議事項に関する具体的内容

| | | | |
|---|--|--|----------------|
| 1. 接続箇所 | | | |
| 接続約款記載の接続箇所 | | | |
| 接続約款記載以外の接続箇所 | | | |
| 2. 電気通信設備の分界点 | | | |
| (1) 相互接続点設置希望場所 | | | |
| 3. 接続対象地域 | | | |
| (1) 弊社接続対象地域 | | 弊社が総務大臣に登録を受けた範囲 | |
| (2) 相互接続点ごとの接続対象地域 | | 弊社網接続エリア： NTT東日本網接続エリア： | |
| 4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件） | | | |
| 新たな技術的条件の有無 | | 有 無 | |
| 接続約款記載の技術的条件での接続の場合 | | | |
| 詳細は別紙に記載する | | 信号網構成 | 対応網 準対応網 |
| | | 信号速度 | 4.8kb/s 48kb/s |
| | | 回線留保 優先発ユーザ留保 回線制御機能 | 有 無 |
| | | 両方向留保回線制御機能 | 有 無 |
| 接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合 | | | |
| 5. 電気通信設備の建設に係る事項 | | | |
| (1) 相互接続点ごとの交換設備/回線設備の設備量 | | (1) 一般加入電話・ISDN番号ポータビリティに関するトラヒック量等の予測を記述（別紙添付でも可） | |
| (2) NTT東日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等 | | (2) | |

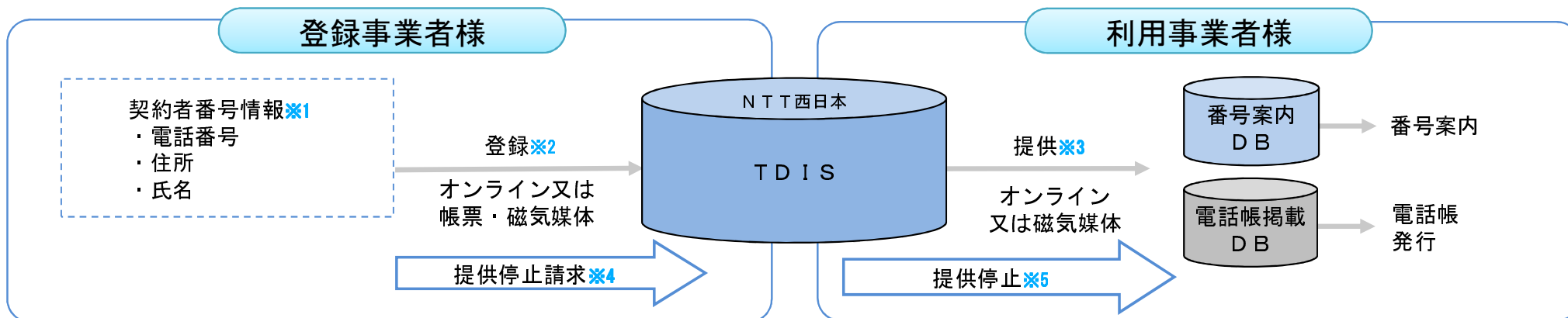
Ⅲ-4 番号ポータビリティ利用に関する申込書記入例 ②

| | | | |
|--|------------|-----------------------------|------|
| 6. 接続形態 | | | |
| 接続約款記載の接続形態の場合 | 公表約款 | 別表2 接続形態「1適用」表中 (3) のウ項による。 | |
| | 任意約款 | | |
| 接続約款記載の接続形態以外の場合 | | | |
| 7. 網改造料の対象となる機能 | | | |
| 網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能 | | | |
| 網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要 | | | |
| 8. 業務遂行上の協力事項 | | | |
| (1) NTT東日本に協力依頼する事項 | | | |
| 9. 事業者間識別番号及びその種別 | | | |
| 事業者識別番号 | (00X1Y1) | (00X2Y2) | () |
| 国内基本かつ国内付加サービス共用 | | | |
| 国内付加かつ国際付加サービス共用 | | | |
| 国内基本かつ国際基本サービス共用 | | | |
| 国際基本サービス専用 | | | |
| 事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。 | | | |
| 10. 優先接続機能 | | | |
| 優先接続機能の利用 | 有 無 | | |
| 通話区分 | 市内通話 | 県内市外通話 | 国際通話 |
| 優先接続番号 | | | |
| 提供区域 | | | |
| 11. その他 | | | |
| <p>なお、弊社の業務エリアで、貴社の局番が新規に追加された場合についても、当該局番を一般加入電話・ISDN番号ポータビリティの対象とすることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般加入電話・ISDN番号ポータビリティについては「番号ポータビリティの実現方式に関する研究会報告書（平成10年5月）」及び「『番号ポータビリティの費用負担に関する研究会』報告書（平成11年3月）」を前提とし、「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ仕様書」、「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」及び平成11年9月以降に実施した一般加入電話・ISDN番号ポータビリティに関する合同事業者協議の結果に従うこととします。 ・一般番号・ISDN番号ポータビリティの移転先となる番号（ルーティング番号）は、貴社にてトランスレータ展開工事が完了している弊社局番を持つ番号とします。 ・一般番号・ISDN番号ポータビリティに関する実現については、別紙●の接続形態に記載の料金設定事業者様から了承を得ております。 ・弊社一般番号・ISDN番号ポータビリティ加入者の発信時の発信IDについては、表番号を設定いたします。 | | | |

IV 番号情報データベース（T D I S）の提供

番号情報データベース（TDIS）は、NTT東西を含む直収電話番号を持つ事業者様や携帯電話事業者様がTDISへの登録事業者となり、登録された番号情報（電話番号、住所、氏名）を番号案内事業者様や電話帳発行事業者様が利用事業者としてご活用いただけます。

👉 接続約款第97条の2、第97条の3



解説

※1 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令（以下、「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に違い、電話帳掲載（①職業別：住所・企業名・電話番号・職業を電話帳に掲載或いはこれらのデータを販売するもの。②その他：①以外で、住所・氏名（企業名）・電話番号を電話帳に掲載するもの。注：※電子データをダウンロードし加工されることで、逆検索等、個人情報の不当な二次利用が行われるおそれがあることから、TDIS利用事業者による個人名の電磁媒体（Web、CD等）での第三者への提供は禁止とします。）又は番号案内（オペレーター等への問合せに対して、住所・氏名・企業名から特定できる電話番号を案内するもの）に必要な範囲で当社が別に定めるものに限ります。

※2 次の場合を除き契約者番号情報登録を行います。

(1) その協定事業者が接続約款料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第4欄に規定する網使用料若しくは第68条（手続費の支払義務）に規定する手続費の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。

(2) 協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合。

- ア 協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること（この場合において、協定事業者は契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます）。
- イ 協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。
- ウ 協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。
- エ 協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、

当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。

オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

※3 次の場合を除き番号情報データベースに収容された契約者番号情報を提供します。

(1) その協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。）が料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第5欄に規定する網使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。

(2) 協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合

- ア 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合には、協定事業者のデータベースを遅滞なく修正すること。
- イ 登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと
- ウ 協定事業者が、自ら電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
- エ 契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。
- オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

※4 当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、当該利用事業者から番号情報の提供停止に関して苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、登録事業者の責任により対応していただきます。

※5 当社は、登録事業者からの番号情報提供停止の請求があった場合には、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された利用事業者に通知して、当該登録事業者の契約者にかかる番号情報の提供を停止します。

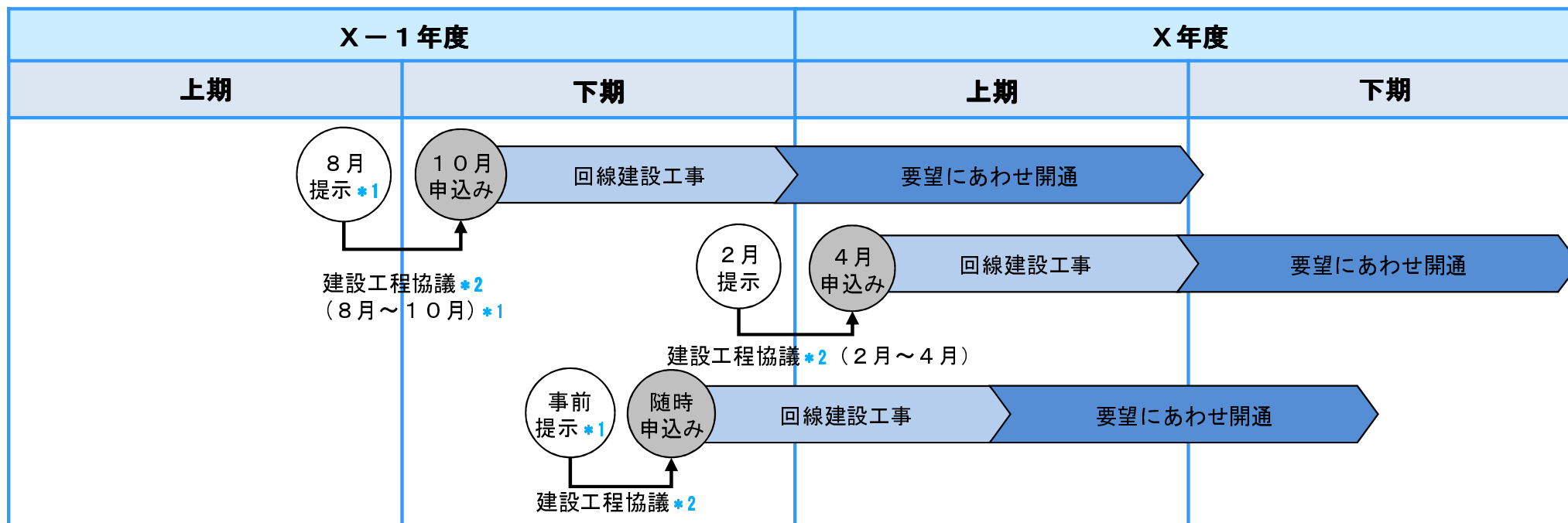
V-1 相互接続回線の建設申込み手続き等について

相互接続回線の申込み手続きについては、毎年4月・10月の年2回の「定期申込み」を基本として他事業者様へ対応させていただきます。



接続約款第23条～第28条、第50条

申込み手続きスケジュール



解説

*1 建設申込みに先立ち、他事業者様のご要望回線数、実績・予測トラヒック及び伝送装置等の収容状況に係る情報をご提示いただきます。

*2 回線数及び回線建設工事の実施時期に関する協議を行わせていただきます。

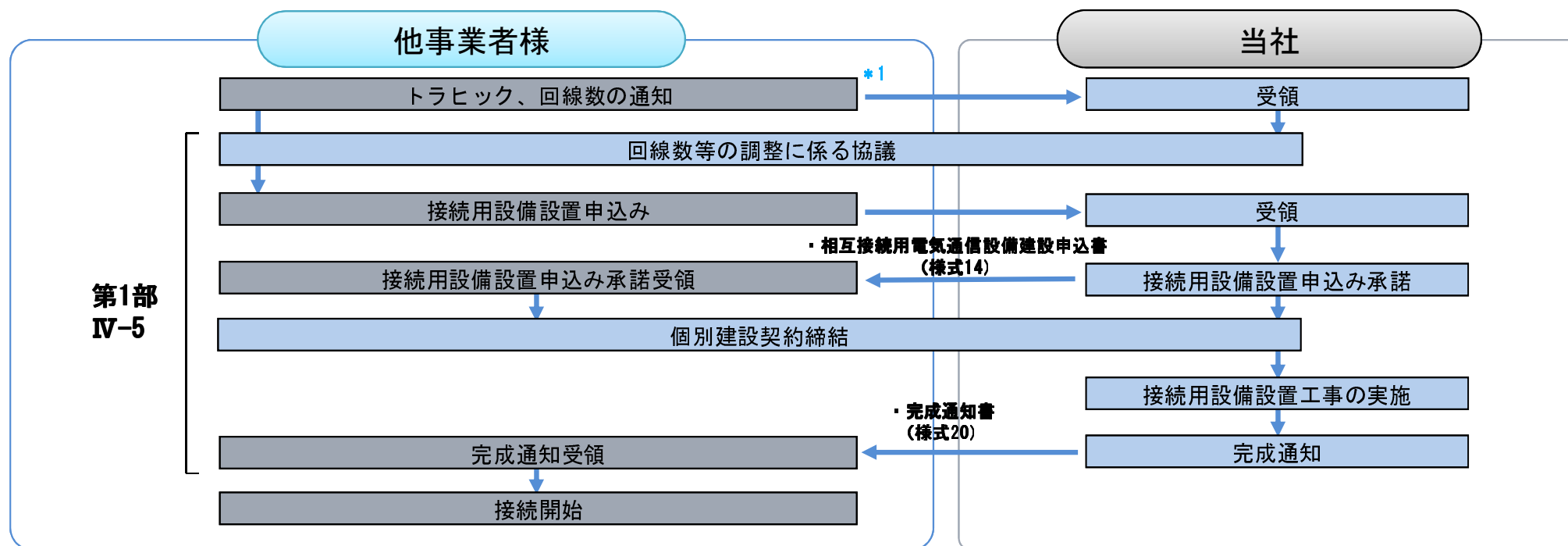
※随時申込みについては、接続約款に定める次の条件に該当する場合に限り、受け付けることとします。

協定事業者様のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます）が継続的に発生するおそれがある場合、又は、協定事業者様のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合。

※端末系交換機能に係る「加入者交換機接続用伝送装置利用機能」並びに「加入者交換機回線対応部専用機能」、中継系交換機能に係る「中継交換機回線対応部専用機能」、及び中継伝送機能に係る「中継交換機接続用伝送装置利用機能」については、接続約款に定める当該費用を、協定事業者様の申し込み回線数に応じて、個別にご負担いただきます。

V-2 相互接続回線の建設申し込み手続き

当社では、トラフィック・回線数の通知を受領したあと、建設申し込み（定期申し込み・随時申し込み）を受けて、相互接続手順に沿って以下のとおり接続を開始いたします。



解説

*1 他事業者様に提示いただく資料

① 相互接続点毎・交換機毎の実績トラフィック・予測トラフィック・予測回線数

★ 実績トラフィック

上期 5. 6. 7月実績

下期 11. 12. 1月実績

随時 過去3ヶ月実績

★ 予測トラフィック・予測回線数

上期 翌年度9月、3月末

下期 翌年度3月、翌々年度9月末

随時 接続開始希望月を含む半期末、翌半期末、翌々半期末

② 伝送装置等の収容状況に係る情報

③ その他当社が協力要請するもの

申込み回線数

MA毎・市内局番毎の実績トラフィック・予測トラフィック・予測回線数

別添

設備導入計画提示マニュアル
(抜粋)

I 設備導入計画提示マニュアルの概要

当社では多種多様なサービスの提供とネットワーク運営の効率化及びコスト削減を目指しているところですが、他事業者様への影響等を考慮するとこれらの計画を早期の段階から通知する必要があります。そこで、他事業者様との円滑な加入者交換機接続の実現、事業者間の効率的な設備構築推進を目的とし、当社のネットワークの構造改革等に伴う設備導入計画提示方法について、当社と相互接続を実施している他事業者様と整理を図り、平成10年11月に「NTT設備導入計画提示マニュアル」を発行いたしました。ここでは本マニュアルの中から基本的考え方、提示情報等について抜粋して掲載しております。

| | |
|-------------------|----|
| ・ 基本的な考え方 | 28 |
| ・ 情報提示にあたって | 29 |
| ・ 提示情報の概要 | 30 |
| ・ 提示スケジュール | 31 |
| ・ 設備構築計画策定に必要な情報 | 32 |
| ・ ルーティングに必要な情報 | 33 |
| ・ 計画の変更及びその通知について | 34 |

Ⅱ 基本的な考え方

基本的考え方

当社が実施する設備導入計画提示は、他事業者様の効率的な設備作りを目的として自主的に行うものです。

本情報提示範囲の考え方は、当社のネットワークの構造改革等に伴う設備導入による、他事業者様側の既存ネットワーク及び事業計画等への影響を考慮して行うものであるため、提示対象情報は「他事業者様とNTT東日本の接続箇所（POI）の変更を伴う設備導入計画に関する情報」とします。

他事業者様がネットワーク設備の更改等を実施する場合の情報提示は、本情報提示の考え方に双務的に対応されるものと考えます。

本提示情報は、今後の社内外の環境変化等により変更が考えられます。当社で計画変更が生じた場合には、速やかに通知させていただくとともに、それに伴う他事業者様の計画変更については柔軟に対応させていただきます。

情報提示対象事業者様及び対象エリア

- 情報提示対象事業者様
 - ・既に交換機接続（注1）を実施されている他事業者様
 - ・新たに交換機接続を実施される予定の他事業者様（注2）
- 情報提示対象エリア 他事業者様の「接続対象エリア」の「都道府県単位」（注3）とさせていただきます。接続対象エリア拡大等に伴い他エリアの情報提示が必要な場合は、交換機接続実施予定事業者様と同様に、接続協議の各段階に応じ必要と判断された情報を順次提示していくこととします。

（注1） 交換機接続の対象は以下のとおり ①加入者交換機接続、②中継交換機接続、③信号用中継交換機接続。

（注2） 接続協議の各段階に応じ必要と判断された情報を順次提示していくこととします。

（注3） 一部当社の支店エリア区分に準じて対象エリアを区分させていただく地域があります。

Ⅲ 情報提示にあたって

守秘義務について

他事業者様へ提供する情報は経営情報の一部であることから、提供情報の秘密を厳守し目的外に利用しないこととします。

計画変更時の費用負担について

本情報提示は、当社のネットワーク設備に対する他事業者様からの個別建設申込み時の計画提示とは異なり、他事業者様の効率的な設備作りを目的として自主的に行うものです。

当社が提示した情報に計画変更が生じ、その変更に伴い他事業者様の建設申込みに変更が発生する場合、当社はその変更に対応することを前提とします。

当社の計画変更に因らない他事業者様からの計画変更については、個別協議を行いできる限り対応しますが、緊急対応等については必要な費用をご負担いただきます。

S※-6ヶ月以内の当社の計画変更による他事業者様の計画変更工事費用につきましては接続約款第88条（免責）により協議させていただきます。

※サービス開始時期を指します。

IV 提示情報の概要

当社から提示させていただく「他事業者様とNTT東日本の接続箇所（POI）の変更(注)を伴う設備導入計画」に関する情報には、「設備構築計画策定に必要な情報」と「ルーティングに必要な情報」の2種類があります。

(注) NTT東日本の接続箇所（POI）の変更とは、接続対象ユニットが変更になることをいいます。

①設備構築計画策定に必要な情報

他事業者様が設備構築計画を策定する上で必要な情報

○年間情報（X年度上期：X-1年度7月、X年度下期：X-1年度1月）

○随時情報（変更の都度随時）

②ルーティングに必要な情報

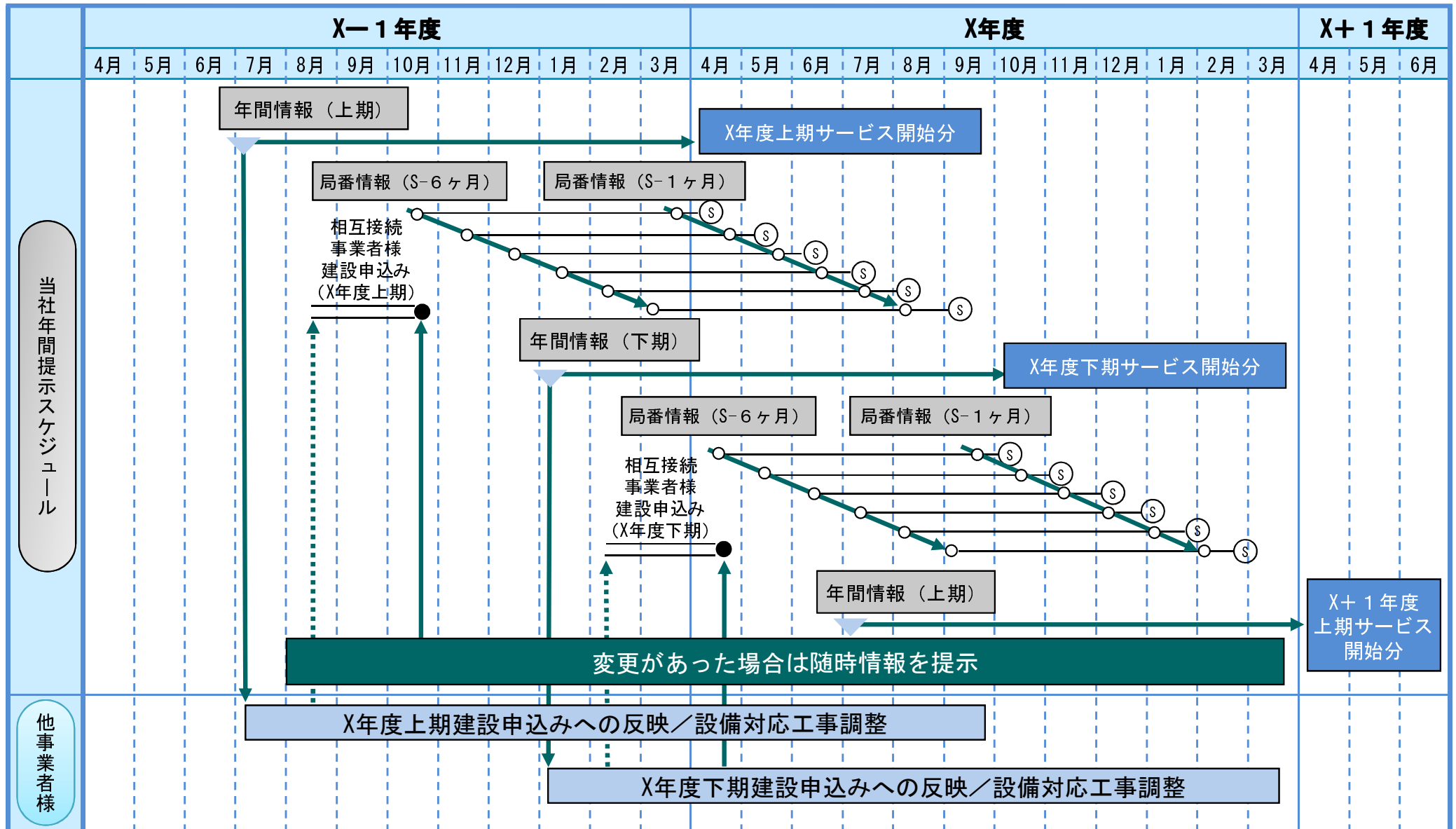
他事業者様がトランスレータの展開等ルーティングに必要な情報

○局番情報（S-6ヶ月）

○局番情報（S-1ヶ月）

詳しくは“V 提示スケジュール”を参照

V 提示スケジュール



VI 設備構築計画策定に必要な情報（年間情報・随時情報）

他事業者様が設備構築に必要な情報（年間情報）をX-1年度7月とX-1年度1月に提示いたします。

- 年間情報（X年度上期）：X-1年度7月に提示
- 年間情報（X年度下期）：X-1年度1月に提示
- 随時情報：変更の都度随時提示（年間情報の修正版）

●設備構築計画策定に必要な情報（例：加入者交換機接続）

基礎情報

- ①支店名
- ②都道府県名
- ③MA名
- ④ビル名
- ⑤交換機種名
- ⑥ユニット名

設備情報

- ⑦計画端子数（注1）
（INS64・INS1500・加入電話）
- ⑧サービス開始予定月
- ⑨帰属先情報（注2）
- ⑩DPC番号
- ⑪收容局番（新規追加局番の有無）
- ⑫收容局番（既存巻取局番）
- ⑬巻取局番收容元情報（注3）

（注1）計画端子数はS+12ヶ月分を見込んだものです。

（注2）対象交換機が接続（帰属）する交換機の情報

（注3）対象交換機へ巻取られる局番が收容されていた元の交換機の情報

Ⅶ ルーティングに必要な情報（局番情報）

他事業者様がトランスレータの展開等ルーティングに必要な情報（局番情報）をS-6ヶ月とS-1ヶ月に提示します。

OS-6ヶ月の局番情報では、「異動日時」情報として「サービス開始月旬」、「收容局番」情報として「新規展開番号」を提示します。

OS-1ヶ月の局番情報では、「異動日時」情報として「サービス開始日時」を提示します。

●ルーティングに必要な情報（局番情報）

①電話網MA名

③異動種別

⑥異動後の状況

- ・ 收容局番
- ・ DPC番号

②ビル名・ユニット名

- ・ 交換機種名
- ・ ビル名
- ・ ユニット名

④異動日時

⑤異動前の状況

- ・ 收容局番
- ・ DPC番号

⑦記事

VIII 計画の変更及びその通知について

当社の設備導入計画は、需要動向によるところが大きく、早期に計画確定を行うことは困難です。このため、各情報の提示後に計画の変更が生じる場合があります。この場合、他事業者様の設備計画にも影響がある場合があるため、その都度「随時情報」にて通知させていただきます。

●設備構築情報（年間情報上期・下期）の変更

通知方法

提示後に計画変更が生じた場合には、その都度変更が明確になった時点で、速やかに「随時情報」により通知いたします

対象情報

全年間情報

●ルーチング情報（局番情報）の変更

通知方法

提示後に計画変更が生じた場合には、次回の局番情報に変更分を盛り込み提示します

対象情報

番号に関する変更が基本であり、設備構築情報に極力影響がないものとします